

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
1	路外駐車場の供用停止命令等	駐車場法	19		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
2	被災市街地復興推進地域の区域内における違反行為者に対する現状回復命令等	被災市街地復興特別措置法令等	7-5		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
3	防災街区計画整備組合の法令等の違反に対する措置命令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	107-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
4	防災街区計画整備組合に対する業務停止命令等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	107-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
5	防災街区計画整備組合の解散命令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	108		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
6	防災街区整備推進機構に対する監督命令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	291-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
7	防災街区整備推進機構の指定の取消	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	291-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
8	屋外広告物許可の取消	屋外広告物法	7-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課 景観係 0246(22)7512	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
9	屋外広告業登録の取消	屋外広告物法	10-2(4)		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課 景観係 0246(22)7512	
10	土地開発公社の役員の解任	公有地の拡大の推進に関する法律	16-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	都市計画課	都市計画課 景観係 0246(22)7512	
11	行政財産の使用許可の取消	地方自治法	238の4-6		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
12	市営駐車場の指定管理者の指定の取消	いわき市駐車場条例	16		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
13	無許可建築者に対する措置命令	都市再開発法	7の5-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
14	特定事業参加者に対する負担金及び延滞金の徴収	都市再開発法	56の3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
15	無許可建築者に対する除却命令等	都市再開発法	66-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
16	土地の引渡等に要した費用の徴収	都市再開発法	99-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
17	土地の引渡等に要した費用の納付	都市再開発法	99-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
18	特定建築者の決定の取消	都市再開発法	99の8-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
19	土地の明渡し請求	都市再開発法	99の8-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
20	土地の引渡等に要した費用の徴収	都市再開発法	99の8-5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
21	土地の引渡等に要した費用の納付	都市再開発法	99の8-5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
22	清算金の徴収	都市再開発法	104		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
23	延滞金の徴収	都市再開発法	106-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
24	清算金及び延滞金の徴収	都市再開発法	111		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
25	清算金の徴収	都市再開発法	118の 24-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
26	延滞金の徴収	都市再開発法	118の 24-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
27	清算金及び延滞金の徴収	都市再開発法	118の25 の2-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
28	物件の移転命令	都市再開発法	118の 27-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
29	特定建築者の決定の取消	都市再開発法	118の 28-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
30	土地の明渡し請求	都市再開発法	118の 28-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
31	土地の引渡等に要した費用の徴収	都市再開発法	118の 28-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
32	土地の引渡等に要した費用の納付	都市再開発法	118の 28-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
33	組合施行の事業計画修正命令	土地区画整理法	20-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
34	違反建築物の除却命令等	土地区画整理法	76-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
35	建築物の移転又は除却費用の徴収	土地区画整理法	78-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
36	仮清算金の徴収	土地区画整理法	102-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
37	清算金の徴収	土地区画整理法	110-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
38	督促手数料及び延滞金の徴収	土地区画整理法	110-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
39	換地を住宅先行区内に定めるべき指定の取消	土地区画整理法	117の2-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
40	個人施行者の処分の取消等	土地区画整理法	124-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
41	個人施行者の施行認可の取消	土地区画整理法	124-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
42	組合の処分の取消等	土地区画整理法	125-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
43	組合の設立認可の取消	土地区画整理法	125-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
44	組合の議決、選挙等の取消	土地区画整理法	125-7		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
45	区画整理会社の処分の取消等	土地区画整理法	125の2- 3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
46	区画整理会社施行認可の取消	土地区画整理法	125の2- 4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
47	法令等の違反に対する措置命令	農住組合法	83-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
48	業務停止、役員の改選命令	農住組合法	83-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
49	農住組合の解散命令	農住組合法	84		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
50	総会の議決、選挙当選の取消	農住組合法	85-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
51	創立総会の議決、選挙、当選の取消	農住組合法	85-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課 管理係 0246(22)7530	
52	違反建築物の除却、移転等の命令	建築基準法	9-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
53	違反建築物の使用禁止、使用制限	建築基準法	9-7		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
54	違反建築工事の施工の停止命令	建築基準法	9-10		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
55	保安上危険な建築物の除却等の命令	建築基準法	10-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
56	危険建築物の使用禁止、使用制限	建築基準法	10-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
57	私道の変更又は廃止の制限	建築基準法	45-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
58	危害防止のための工事停止命令	建築基準法	87の2-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
59	工事中の建設設備に係る措置命令	建築基準法	87の2-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
60	違反煙突等の除却、移転等の命令	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
61	違反煙突等の使用禁止、使用制限	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
62	違反煙突等工事の施工の停止命令	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
63	保安上危険な煙突等の除却等の命令	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
64	危険煙突等の使用禁止、使用制限	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
65	危害防止のための除却等措置命令	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
66	緊急時の使用禁止、使用制限命令	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
67	危害防止のための工事停止命令	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
68	工事中の建設設備に係る措置命令	建築基準法	88-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
69	違反製造施設等の除却等の命令	建築基準法	88-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
70	違反製造施設等の使用禁止命令等	建築基準法	88-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
71	違反建築工事の施工の停止命令	建築基準法	88-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
72	危害防止のための除却等措置命令	建築基準法	88-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
73	緊急時の使用禁止、使用制限命令	建築基準法	88-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
74	危害防止のための工事停止命令	建築基準法	88-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
75	工事中の建設設備に係る措置命令	建築基準法	88-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
76	違反看板等の除却、移転等の命令	建築基準法	88-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
77	違反看板等の使用禁止、使用制限	建築基準法	88-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
78	違反看板等設置工事施工停止命令	建築基準法	88-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
79	保安上危険な看板等の除却等の命令	建築基準法	88-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
80	危険看板等の使用禁止、使用制限	建築基準法	88-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
81	危害防止のための除却等措置命令	建築基準法	90-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
82	緊急時の使用禁止、使用制限命令	建築基準法	90-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
83	危害防止のための工事停止命令	建築基準法	90-3		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
84	工事中特殊建築物に係る措置命令	建築基準法	90の2-1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
85	緊急時の使用禁止、使用制限命令	建築基準法	90の2-2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
86	認定建築主等に対する改善命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	21		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
87	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	22		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
88	認定事業者に対する改善命令	建築物の耐震改修の促進に関する法律	11		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
89	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し	建築物の耐震改修の促進に関する法律	12		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
	第一種特定建築物の届出に対する変更命令	エネルギーの使用の合理化に関する法律	75 4		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
	長期優良住宅の建築及び維持保全に対する改善命令	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	13 1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
	分譲事業者に対する改善命令	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	13 2		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
	長期優良住宅等計画の認定の取消し	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	14 1		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
90	現状回復等の措置の指示	都市公園法	10-2		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
91	原因者への費用負担命令	都市公園法	13		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
92	付帯工事原因者への費用負担命令	都市公園法	14-2		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	0246-22-7518

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(都市建設部)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条 項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備 考
					未設定理由			
93	許可取消、措置命令等	都市公園法	27-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	0246-22-7518
94	許可取消、措置命令等	都市公園法	27-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	0246-22-7518
95	許可取消、措置命令等	都市公園条例	12-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	0246-22-7518
96	都市公園の指定管理者の指定の取消	都市公園条例	12の5		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	0246-22-7518
97	緑化施設整備計画の改善命令	都市緑地法	64		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	0246-22-7518
98	緑化施設整備計画の認定取消	都市緑地法	65		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することが困難である。	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	0246-22-7518